

兵庫県環境審議会鳥獣部会 議事録

日時 平成24年8月3日(金) 13:30～15:00

場所 兵庫県民会館7階「鶴」

議事 鳥獣保護区内の特別保護地区の再指定について

出席者 部会長 江崎 保男
委員 藤本 和弘
委員 丸谷 聡子
特別委員 上原 利信
特別委員 太田 英利
特別委員 権藤 眞禎
特別委員 高畑 由起夫
特別委員 高柳 敦
特別委員 西川 義丈

欠席者 2名(鈴木 胖、村岡 浩爾)

(敬称略)

- ・ 委員3名、特別委員6名の計9名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第6条第5項の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。
- ・ 局長挨拶
- ・ 委員紹介(太田委員)
- ・ 諮問
- ・ 部会長挨拶

【審議事項】

(事務局より説明)

(発言内容)

(以下、「平荘湖特別保護地区」「平荘湖」、「氷ノ山特別保護地区」「氷ノ山」、「扇ノ山特別保護地区」「扇ノ山」とする。)

(A委員)

資料の「指定区域における鳥獣の生息状況」について、「生息する鳥獣類」にある下線は何を表すか。

(事務局)(回答)

希少種を表す。

(A委員)

たとえば扇ノ山の場合、希少種であるオオタカやクマタカ、ブッポウソウはよく見かけるといふことが。

(事務局)(回答)

はい。

(A委員)

ブッポウソウをよく見かけるといふのは、どういうデータで云われていることが。

(事務局)(回答)

農林(水産)振興事務所職員による確認なので、何を根拠に調査しているかという確認まではしていない。

(A委員)

ブッポウソウは現在どこでも少なくなっているという話を聞くので、本当にモニタリングがしっかり為されているのか非常に不安。いい加減な形で承認はできないので、データをきっちり出して欲しい。

(事務局)(回答)

今手元にデータが無いので、確認してご連絡させていただく。

(B委員)

ブッポウソウは、兵庫県の中で見かける所が非常に限られている。この会議でデータが無いまま承認することに問題があるというご指摘なので、確認して場合によっては修正して欲しい。

(事務局)(回答)

分かりました。

(C委員)

同様に、たとえば小型の食虫類がこの資料に出て来ないが、調査が為されたうえで記載が無いのか。ジネズミやトガリネズミ等の仲間が全く無いのは考えにくい、資料にあるのは体系立った調査で作られたリストなのか。

(事務局)(回答)

この再指定に当たって、改めて調査をしたということでは無い。以前の記載内容を踏襲している部分もある。

(C委員)

以前の記載内容も、何らかの調査が為されたものなのか。

(事務局)(回答)

確認しないと分からないが、兵庫県のレッドデータブック作成にあたって生息状況調査は為されていると思うので、それとの突き合わせでどのようになるかは調べていきたい。

(C委員)

兵庫県がどういうスタンスでやっているか分からないが、指定する地域にはどのような種類がいて、どういう意義が認められているのかというデータの開示要求があれば、きちんと開示できる体制をとるべきであり、その時にデータの根拠が無いというのであれば問題が生じる可能性がある。本来、これだけ多くの鳥獣類が挙げられて、小型の食虫類が無いのは考えにくい。その辺、資料を蓄積する必要がある。

(D委員)

山に行くとツツドリやカッコウがよく鳴いているが、生息する鳥類について、それらの記載がない。

(B委員)

兵庫県の環境審議会鳥獣部会なので、本当はありとあらゆる情報が集まっていて、生息する鳥獣類には抜粋であっても漏れていないのが本来の姿である。一方で再指定する保護地区については分からないが、兵庫県の鳥類の記載がある定量的なデータは存在する。事務局側は、生物多様性の元となる、定期的に更新されたデータは所持しておく必要がある。

(事務局)(回答)

資料を揃えたい。

(A委員)

結局これは、環境省の雛形に沿って書けばいいという姿勢だからこのような事態になってしまうので、たとえば希少種については、兵庫県の作成しているレッドデータブックに従って、列挙して示していただく。集団渡来地について、集団の渡来数がどのように変化しているのか、保全する際に増えているのか、減っているのか情報が欲しい。餌台が設置されていないが、本当にこのまま渡来数が維持できるのか、重要な事なので、今後配慮して欲しい。さらに平荘湖について、生息する獣類に外来種であるヌートリアを挙げるのは良いのか。個人的には外して、時代に即した形にしてほしい。

(D委員)

渡り鳥とその他の鳥と分けて記載して欲しい。留鳥なのか夏鳥なのか、分類ごとに分かりやすくして欲しい。イソヒヨドリが抜けている。

(B委員)

今のご指摘もそうだが、パターン化したものではなくて、兵庫県独自に書いてくださいということである。特別保護地区を指定する際、外来種がさらっと記載されているのはちょっと矛盾している節がある。

(E委員)

日本野鳥の会ひょうごでは、平荘湖について毎年冬鳥の調査をしている。日本野鳥の会ひょうごにそのデータがある。また日頃の探鳥会のデータもあるので、照らし合わせていけば鳥類のデータに修正を加える事ができると思う。平荘湖に関しては鳥の数も年々変わっているので、その辺のデータも出せるのではないかと思う。

「オオヨシガモ」という記載があるが、「オカヨシガモ」もしくは「ヨシガモ」であり、おそらく「オカヨシガモ」の方だと思う。

氷ノ山と扇ノ山について、イヌワシの生息している山林だけでなく、キジやヤマドリやノウサギが生息する採餌場の灌木草原が大事で、守られる必要がある。形態別内訳に林野があるが、山林や灌木草原がそのうちどれだけあるか分かれればと思う。

(事務局)(回答)

平荘湖については、種類が少ない等ご指摘があったので、日本野鳥の会ひょうごの方々や地域の方々の意見を聞いて正確なデータを挙げていきたい。ただ、平荘湖については渡り鳥のカモ類の環境を守ることが特別保護地区の目的、氷ノ山・扇ノ山についてはイヌワシ・オオタカ・クマタカ類の猛禽類の生息地として重要な所であり、自然公園の特別保護地区にも指定されているので、鳥獣保護法の特別保護地区に指定されている。

鳥獣類の種類はもっと存在するというご指摘はもっともなので、専門の方々の意見を聞きながら、正確な鳥獣類の記載に努めていきたい。

イヌワシの採餌場としての草原等が記載されていないという点は、扇ノ山の地図を見ると、係留地としての上山高原があり、そこで自然再生事業としてスキの焼き払いをして草原の回復や刈払い等をしている。面積は90%くらいある。それはご指摘の灌木草原の復元として環境省の補助を受けてしているので、その辺も記載したい。

(F委員)

平荘湖で、湖面だけの指定になっているが、それだけでいいのかどうか。資料4ページ目に「保護区周辺の丘陵地帯には、アカマツが混在するコナラなどの雑木林が広がっている」とあるので、周辺もある程度保護地区に入れることを検討したらどうか。氷ノ山にしても、鳥取県との関係はどうなっているのか。両府県にまたがって取り組んでいった方がいい。

農業地は無いけども、林地はあるので、言葉の選択もきちんとした方がいい。

氷ノ山にしても、シカの被害があるので、保護地区であっても捕獲許可をスムーズにして欲しい。

(事務局)(回答)

平荘湖について、ご指摘の通り、湖面だけが特別保護地区、残りは中之島だけが保護区としてある。特別保護地区の拡大については、利害関係人の意見にも記載があるとおり、周辺にアライグマの被害があり、北部からイノシシの被害もあるなかで、広げることは抵抗が大きいという現状である。水鳥の特別保護地区ということなので、水面が保護地区となったと考えていただきたい。

氷ノ山について、県境にまたがる部分は、鳥取県の部分も記載があれば良かったと思う。

農業地は無くとも林地はあるので、表現を改めておきたい。

(G委員)

有害捕獲は、鳥獣の被害が無ければ許可ができない実態がある。地域の活動をみると、鳥獣が皆保護区に逃げ込んでいるという話も耳にするが、そうした実態はあるのかどうか。有害捕獲で許可する際、特別保護地区も含めて許可しているのかどうか。

(事務局)(回答)

有害捕獲については、鳥獣保護区を含めるという形で、年間を通じて許可を出している。その善し悪しについては議論の余地があるが、多く許可している。従来、鳥獣保護法において、生活被害や農林業被害がある時に有害鳥獣捕獲の許可を出すところがあるが、特定鳥獣保護管理計画に基づくものは、被害と別に個体数管理を目的に駆除ができるとしており、特にシカやイノシシについては個体数管理目的で年間を通じた許可を出している現状である。

(B委員)

鳥獣保護区を含む有害鳥獣捕獲許可に関しては、特別保護地区であっても、仮にシカ等が特別保護地区に逃げ込んだとしても、捕獲が可能という意味か。

(事務局)(回答)

はい。

(B委員)

個体数管理目的でも、有害鳥獣捕獲許可のように特別保護地区で捕獲が可能か。

(事務局)(回答)

同様に可能。

(H委員)

特別保護地区内の有害鳥獣捕獲について、平成21年度の銃刀法改正によって大変厳しくなった。氷ノ山については一般の入山者が多く、そのためこの一年間でもかなりの数の110番通報がされて、有害鳥獣活動がストップしたことが数十件以上あり、なかなか活動が進まない。

(A委員)

京都の芦生で平成20年に鳥獣保護区・特別保護地区の延長があって、その時に同様の話があったが、その時は、地元の協議会を立ち上げて、ハンターの人たちが協力して一般入山者にたいし周知する活動をした。そうすることで、どういった作業をしているのか地元の人にも毎年知ってもらう。芦生に関しては、府や所有者である大学や地元の人等が協力して、「シカは捕獲するが、その他の動植物については守る」というスタンスを示すことで、地元の人にも特別保護地区について理解してもらうことをしている。現在だんだんと良い方向に進んでいるので、兵庫県でも検討していただきたい。

(事務局)(回答)

有害捕獲に入る場合、市町が地元の人達に連絡するようにしているが、地域によっては猟友会の班長任せになって、なかなか地元へ連絡が入ってこないということがある。そうしたことを含め、地元と猟友会と意見を伺う機会や、有害捕獲での連絡体制についてこれから考えていきたい。

(D委員)

地元への広報はできると思う。ただ一般入山者にとっては、鳥取方面から登ることもあるので、入山時に急に鳴り出す銃声にとまどう事がある。

(H委員)

有害駆除をする際は、関係者に連絡し、入山する所には全て看板を上げている。しかし今年4月頃、姫路市内で有害駆除を実施していたが、阪神地域の方が来られて、かなり苦情を言われ、110番通報されて、一人30分くらい3時間程の調書がとられたために活動が滞ってしまった。一般の入山者への情報提供はなかなか難しいというのが現状である。

(B委員)

有害駆除をする際、実施主体は行政でなく猟友会なので、こうした事態が起きているのか。

(事務局)(回答)

許可は市町長が出しているのですが、情報提供も市町長の役割でされているはず。農家の方や個体数管理で駆除してほしいといった連絡があれば、市町から猟友会へ駆除班編製の依頼をする。そして駆除班から上がってきた申請に対し、市町が許可を出す。許可については地元の警察署や区長へ市町から連絡がいくはず。そのため、地元の警察は活動についてご存じであるし、役場や猟友会が主要な登山道に看板も挙げている。ただ遠くの都会の方までしっかり周知されているかという点は疑問がある。また、銃砲の発砲音は初めて聞く方にとって非常に驚くもので、たとえ100m離れていても、非常に近くで撃たれた感覚を得る。また所轄の警察署ではなく、110番通報をすると、県警に直接つながってしまい、必ず調書をとらなければならないという規定のほうである。

(H委員)

有害駆除に関しては、所轄の警察署や派出所に連絡して入山する。しかし110番通報されると必ず所轄は県警本部に調書を送らなければならない。私の専任班でも今年4回110番通報された。あまりに110番通報が多い所は、有害活動を控える。また鳥獣保護法と銃刀法は表裏一体であり、昔は厳重注意で済んだ事が、今全てその場で銃を没収される。そうすると欠格事項で10年申請ができない。また平成21年以後は、欠格事項の銃だけでなく、全ての所持する銃が没収される。こうした厳しい法規制の中で有害活動をするのは、なかなか難しい状況である。

今姫路市内だと国道2号線以南は、かなりシカが増えており、問題となっている。

(F委員)

平荘湖については渡り鳥だけを守るといった限定した保護にした方がいいかもしれない。守るべき鳥獣を限定的に書いた方が分かりやすいのではないかと思います。

(事務局)(回答)

環境省の様式もあるので、書き方を工夫して、保護すべき鳥獣とその他の鳥獣と区別する形で環境省と協議しながら記載したい。

(C委員)

北海道で問題となっている事だが、外来生物、特にアライグマが一つの繁殖の中心となっているが、鳥獣保護区なのでなかなか除去が徹底しにくいような状況で、そういうことにならないような工夫も今後の課題であり、兵庫県も考えたらと思う。

(事務局)(回答)

兵庫県の場合は、アライグマは都市部から分布が広がっているが、氷ノ山や扇ノ山では今のところ分布は大きくない。平荘湖の周辺はかなり生息していると思われる。アライグマについては、外来生物法で防除計画に基づく捕獲ができるので、それを活用しながら捕獲に努めることになる。

(C委員)

静岡県ではアライグマ被害が酷い。都市部だけでなく、山林でもかなり居ることが分かって行政は対策を練っている現状と聞く。

(B委員)

アライグマについては、フクロウも被害を受ける。根城は山林にあるので、氷ノ山でもいつ増加するか分からない。1頭でも見つけたら、繁殖しないように一刻も早く駆除する必要がある。

(A委員)

芦生では鳥獣保護区内でシカが増えて下層植生が無くなり、一般の鳥獣の生活が脅かされるので、鳥獣保護区に指定している意味が無くなってしまう。その点を含めてシカの脅威についても、対応等記載をお願いしたい。

(B委員)

鳥獣保護区こそシカを徹底して捕獲しなければならない。コウノトリの郷公園も同様の事になっている。哺乳類も鳥類も賢いので、銃猟禁止区域にすぐ逃げ込んでしまい、またその事を覚えてしまう。その点も考慮していただきたい。

(A委員)

鳥獣保護区の指定はどのような形となっているのか。

(事務局)(回答)

特別保護地区と連動して、特別保護地区と同じ期間で指定の更新となる。

(B委員)

有害鳥獣捕獲や個体数調整の話と、冒頭の生息する鳥獣類に不備があるという話は根本的には同じ事である。情報をいかに集めて、いかに提供するかということで、森林動物研究センター等を活用して、積極的に情報収集していつでも情報を提示できるシステム構築をすすめるべきである。

・閉会